

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

- 秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第37号）…………… 2
- 秋田市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（第38号）…………… 2
- 老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第39号）…………… 2
- 秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（第40号）…………… 3
- 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第41号）…………… 3
- 秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（第42号）…………… 3
- 秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第43号）…………… 3

議 会 規 則

- 秋田市議会傍聴規則の一部を改正する規則（第1号）…………… 3

教 委 規 則

- 自然科学学習館管理運営規則の一部を改正する規則（第5号）…………… 4

議 会 訓 令

- 秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令（第2号）…………… 4

告 示

- 差押通知書・配当計算書の公示送達について（第119号）… 4
- 秋田市雄和観光交流館使用料徴収業務の委託について（第120号）…………… 4
- 秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務の委託について（第121号）…………… 4
- 地縁による団体の認可について（第122号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第123号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第124号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第125号）…………… 5
- 平成18年度の地籍調査事業の実施について（第126号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第127号）…………… 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第128号）…………… 6
- 放置自転車等の撤去および保管について（第129号）…………… 6
- 納税通知書の公示送達について（第130号）…………… 6

- 介護保険料納入通知書の公示送達について（第131号）…………… 6
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退について（第132号）…………… 7
- 結核予防法による医療機関の指定について（第133号）…………… 7
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第134号）… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第135号）…………… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第136号）…………… 7
- 都市計画の変更について（第137号）…………… 7
- 特定計量器の定期検査の実施について（第138号）…………… 8
- 胸部検診に係る使用料の徴収および収納業務の委任について（第139号）…………… 8
- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第140号）…………… 8
- 放置自転車等の撤去および保管について（第141号）…………… 8
- 農業集落排水処理施設の供用開始について（第142号）…………… 9
- 市議会定例会の招集について（第143号）…………… 9
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第144号）…………… 9
- 生活保護法による介護機関の指定について（第145号）…………… 9
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第146号）…………… 10

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第10号）…………… 10

選 管 告 示

- 河辺土地改良区総代の総選挙について（第11号）…………… 10
- 平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者ならびに選挙立会人の選任について（第12号）…………… 10
- 平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙において当選した者の住所および氏名について（第13号）…………… 10
- 平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙において当選した者への当選証書の付与について（第14号）…………… 12
- 平成18年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第15号）…………… 14

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第6号）…………… 14
- 平成17年1月7日から平成17年12月20日までに開催した秋田市農業委員会総会の議事録の縦覧について（第7号）…………… 14

上 下 水 道 局 告 示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第39号）…………… 15

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第40号）……………15
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第41号）……………15
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第42号）……………15
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第43号）……………15

選 挙 長 告 示

- 平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙長の事務を行う場所について（第1号）……………15
- 平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙の候補者の届出について（第2号）……………15
- 平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙の第1選挙区において届出のあった候補者が定数を超えないので選挙を行わないことについて（第3号）……………17
- 平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙の第2選挙区において届出のあった候補者が定数を超えないので選挙を行わないことについて（第3号）……………17
- 平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙の第3選挙区において届出のあった候補者が定数を超えないので選挙を行わないことについて（第3号）……………17
- 平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙の第4選挙区において届出のあった候補者が定数を超えないので選挙を行わないことについて（第3号）……………17
- 平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第4号）……………17

公 告

- 土地収用法による書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について……………17
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について……………17
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について……………17
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について……………18
- 都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について…18
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………18
- 開発行為に関する工事の完了について……………19
- 開発行為に関する工事の完了について……………19
- 都市計画の原案の縦覧について……………19
- 開発行為に関する工事の完了について……………19
- 三種混合、麻しん風しんおよび日本脳炎の予防接種について……………19
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………19
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更並びに区域区分の変更に関わる図書の写しの縦覧について……………19
- 建築基準法による道路の指定について……………19
- 開発行為に関する工事の完了について……………20
- 農用地利用集積計画の策定について……………20
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………20
- 開発行為に関する工事の完了について……………20
- 市有地の公売について……………21
- 開発行為に関する工事の完了について……………21
- 秋田市除雪車両ロケーションシステムの導入についての提案コンペの実施について……………21

上下水道局公告

- 平成18年度下水道受益者負担金の賦課対象区域について……22
- 入札参加希望者の公募について……………22
- 入札参加希望者の公募について……………23

土地開発公社公告

- 秋田市土地開発公社理事会の招集について（第2号）……………24

規 則

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第37号

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則第100号）の一部を次のように改正する。

本則中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、本則第6号中「第1号から第3号まで」を「第2号および第3号」に改め、同号を本則第7号とし、本則第5号中「第3号」を「第4号」に改め、同号を本則第6号とし、本則第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を本則第5号とし、本則中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、本則第1号中「(昭和27年法律第229号)」を削り、同号を本則第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による農地等の権利の移動の許可に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第38号

秋田市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市老人福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条および第14条の表第1号中「第1条の6」を「第1条の7」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第39号

老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

老人福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規

則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の1中「平成17年7月から平成18年3月までの暫定措置として」を「当分の間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の老人福祉法による費用の徴収に関する規則の規定は、平成18年4月分の徴収すべき費用から適用し、同年3月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。

秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第40号

秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則(平成16年秋田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6箇月」の次に「(多目的ホールおよび体育館(全面)ならびにこれらの施設と併せて利用する場合の教養文化施設(多目的ホールを除く。)および附属設備にあっては、1年)」を加える。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年5月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第41号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例(平成18年秋田市条例第17号)附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成18年6月1日とする。

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第42号

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市民交流プラザ条例施行規則(平成16年秋田市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表子ども未来センターの項中「午後7時」を「午後6時」に、「月曜日」を「日曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年5月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第43号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例(平成18年秋田市条例第20号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成18年7月1日とする。

議 会 規 則

秋田市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月23日

秋田市議会議長 赤 坂 光 一

秋田市議会規則第1号

秋田市議会傍聴規則の一部を改正する規則

秋田市議会傍聴規則(昭和43年秋田市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条および第4条を次のように改める。

(傍聴券等の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第4条 傍聴券は、会議の当日に一般席で傍聴しようとする者に対し、所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券が交付された日に限り傍聴することができる。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を削る。

第8条第2号中「談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと」を「静粛に傍聴すること」に改め、同条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 携帯電話その他の電子機器に係る操作音等を鳴らさないこと。

(8) 写真、映画等を撮影し又は録音等をするとき、人に迷惑を及ぼさないこと。

第8条を第11条とする。

第7条第1項第5号中「その他」を「その他の」に、「を持っている」を「又は拡声器、ラジオその他の音響装置の類を携帯している」に改め、同条第2項を削り、同条を第10条とする。

第6条を第9条とし、第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

(傍聴証)

第5条 傍聴証は、報道関係者および秋田市職員で、議長が特に必要があると認める者に交付する。

(傍聴券等の提示)

第6条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴証の返還)

第7条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴する必要がなくなったときは、傍聴証を返還しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 則

自然科学学習館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月25日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第 5 号

自然科学学習館管理運営規則の一部を改正する規則
自然科学学習館管理運営規則（平成16年秋田市教委規則第15号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中「午後 7 時まで」を「午後 6 時まで」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 6月 1 日から施行する。

議 会 訓 令

秋田市議会訓令第 2 号

秋 田 市 議 会 事 務 局

秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 5月23日

秋田市議会議長 赤 坂 光 一

秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令
秋田市議会委員会傍聴規程（平成 9 年秋田市議会訓令第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書中「第 3 条第 3 項」を「第 5 条」に改める。

第 8 条第 5 号中「その他」を「その他の」に、「を持っている」
を「又は拡声器、ラジオその他の音響装置の類を携帯している」
に改め、同条第 7 号を削る。

第 9 条第 2 号中「談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てない
こと」を「静粛に傍聴すること」に改め、同条中第 7 号を第 8 号
とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 携帯電話その他の電子機器に係る操作音等を鳴らさないこ
と。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第119号

次の差押通知書・配当計算書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該差押書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 5月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市南通築地 4 番 9 号

アークシティ築地 1 - 807号

菊 池 あつ子

- 2 送達する書類名
配当計算書 1 通

秋田市告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市雄和観光交流館使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年 5月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名ならびに委託期間

秋田市雄和妙法字糠塚 1 番地 1

株式会社雄和振興公社

代表取締役 伊 藤 憲 一

平成18年 4月 1 日～平成21年 3月31日まで

秋田市告示第121号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年 5月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名ならびに委託期間

秋田市雄和妙法字糠塚 1 番地 1

株式会社雄和振興公社

代表取締役 伊 藤 憲 一

平成18年 4月 1 日～平成21年 3月31日まで

秋田市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 5月 8 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 名称

茨島あけぼの町内会

- 2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等区域内（班内）の住民相互の連絡

(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

(4) 会員相互理解を深めるための各種行事への積極的参加

- 3 区域

本会の区域は、秋田市茨島四丁目および同市茨島六丁目のうち次に定める区域とする。

町 名	番 号
茨島四丁目	5 番10号（土地地番 67番 2）、5 番11号から 5 番13号まで、5 番17号（土地地番 66番27）、5 番19号から 5 番71号まで、6 番 5 号（土地地番 304番 1）、6 番53号から 6 番71号まで、8 番 7 号から

	8番24号まで、9番から18番まで、19番57号から19番62号まで
茨島六丁目	5番1号から5番46号まで、5番47号(土地番 161番)、5番48号、5番72号から5番91号まで

- 4 事務所
秋田市茨島四丁目218番地14
- 5 代表者の氏名および住所
齊 藤 誠
秋田市茨島四丁目9番6号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定により解散する。
- 9 認可年月日
平成18年5月8日

秋田市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成18年5月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
松原町内会
- 2 認可年月日
平成6年12月9日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 三 浦 一 豊
秋田市山内字田中4番地
変更後 小 野 秋 雄
秋田市山内字田中107番地の1
- 4 変更年月日
平成18年5月8日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成18年5月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
新大張野町内会
- 2 認可年月日
平成11年4月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
区域
変更前 本会の区域は、河辺郡河辺町大張野字道ノ下（一

部）、同郡同町大張野字水口沢（一部）の区域とする。
変更後 本会の区域は、秋田市河辺大張野字道ノ下204番地から326番地までの区域および同市河辺大張野字水口沢212番地2の区域とする。

事務所

- 変更前 河辺郡河辺町大張野字水口沢212番地2
 - 変更後 秋田市河辺大張野字道ノ下299番地
- 代表者の氏名および住所
- 変更前 工 藤 助 三
河辺郡河辺町大張野字水口沢212番地2
 - 変更後 岩見谷 隆 志
秋田市河辺大張野字道ノ下299番地

- 4 変更年月日
平成18年5月9日
- 5 変更の理由
役員改選および住所等の表示の変更による

秋田市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成18年5月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市柳町町内会
- 2 認可年月日
平成12年12月8日
- 3 変更があった事項およびその内容
名称
変更前 柳町町内会
変更後 秋田市柳町町内会
区域
変更前 本会の区域は、河辺郡河辺町岩見字八慶（一部）、同郡同町三内字外川原、同郡同町三内字本木、同郡同町三内字山田および同郡同町三内字道山（一部）の区域とする。
変更後 本会の区域は、秋田市河辺三内字外川原の全域、同市河辺三内字本木の全域、同市河辺三内字山田の全域、同市河辺三内字道山12番地および同市河辺岩見字八慶1番地から5番地までの区域とする。

事務所

- 変更前 河辺郡河辺町三内字外川原119番地5
 - 変更後 秋田市河辺三内字外川原156番地2
- 代表者の氏名および住所
- 変更前 高 橋 和 美
河辺郡河辺町三内字外川原119番地5
 - 変更後 高 橋 和 美
秋田市河辺三内字外川原119番地5

- 4 変更年月日
平成18年5月9日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更による

秋田市告示第126号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、

平成18年度の地籍調査事業を実施するので、告示する。

平成18年5月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 事業計画が告示された年月日
平成18年5月9日
- 2 調査を実施するものの名称
秋田市長 佐 竹 敬 久
- 3 調査地域
平成17年度調査分
秋田市雄和平尾鳥字石名沢、外ノ沢、長田、平尾鳥、田向、
細田、下野の全部
平成18年度調査分
秋田市雄和平尾鳥字中村、白ヶ沢の全部
秋田市雄和平尾鳥字金井田の各一部
- 4 調査期間
平成18年5月9日から平成19年3月30日まで

秋田市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年5月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
四ツ小屋駅前町内会
- 2 認可年月日
平成9年10月8日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 池 田 三 朗
秋田市四ツ小屋小阿地字柳林30番地5
変更後 三 浦 清 弘
秋田市四ツ小屋小阿地字柳林35番地
- 4 変更年月日
平成18年5月10日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年5月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
旭町町内会
- 2 認可年月日
平成9年8月8日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 加 藤 重 春
秋田市金足小泉字瀧向115番地の1
変更後 児 玉 琢 夫
秋田市金足小泉字瀧向17番地31
- 4 変更年月日
平成18年5月10日
- 5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第129号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年5月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	46台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	25台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	2台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成18年4月16日から同年4月30日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで	
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所	
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成18年5月24日から同年11月24日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市民生活部生活課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第130号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年5月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成18年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第131号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が不明のため

め送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 5月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成17年度介護保険料納入通知書
平成18年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第132号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

平成18年 5月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	辞 退 年月日
小 泉 医 院	秋田市土崎港中央四丁目 10番18号	平成17年 12月31日

秋田市告示第133号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。

平成18年 5月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
さくら小児科医院	秋田市桜一丁目1番11号	平成18年 5月2日

秋田市告示第134号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成18年 5月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
362	秋田市東通五丁目7番33号	ファミリーマート秋田東通五丁目店

秋田市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年 5月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
桜町町内会
- 2 認可年月日

平成10年 1月27日

- 3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 小 野 正 見

秋田市保戸野桜町15番15号

変更後 小 山 正 夫

秋田市保戸野桜町15番22号

- 4 変更年月日

平成18年 5月17日

- 5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年 5月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田市岡村町内会

- 2 認可年月日

平成7年12月25日

- 3 変更があった事項およびその内容

名称

変更前 岡村町内会

変更後 秋田市岡村町内会

区域

変更前 本会の区域は、河辺郡河辺町和田字岡村44番地1、110番地3から118番地3まで、131番地1、164番地、160番地8から169番地10まで、177番地4、201番地1から201番地4まで、230番地2、254番地2、262番地、332番地1から334番地12までの区域および同郡同町諸井字野田133番地1から133番地6までの区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺和田字岡村44番地1、110番地3から118番地3まで、131番地1、160番地8から169番地10まで、177番地4、201番地1から201番地4まで、230番地2、254番地2、262番地、332番地1から334番地12までの区域および同市河辺諸井字野田133番地1から133番地6までの区域とする。

事務所

変更前 河辺郡河辺町和田字岡村114番地13

変更後 秋田市河辺和田字岡村114番地13

代表者の氏名および住所

変更前 竹 村 勉

河辺郡河辺町和田字岡村114番地15

変更後 竹 村 勉

秋田市河辺和田字岡村114番地15

- 4 変更年月日

平成18年 5月17日

- 5 変更の理由

住所等の表示の変更による

秋田市告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定にお

いて準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年5月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
秋田市下新城長岡字毛無谷地、飯島字堀川、下新城中野字街道端西、飯島西袋一丁目、添川字地ノ内、下北手松崎字大巻、桜二丁目、下北手桜字袖ノ沢、大平台四丁目、桜ガ丘三丁目、外旭川字山崎地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第138号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき平成18年の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成18年5月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 検査の区域、期日、時間および場所

検査地区	検査月日	曜日	時 間	場 所
太 平	7月6日	木	10時00分～ 11時00分	太平地域センター
下北手・ 広 面	7月6日	木	13時30分～ 15時30分	東部公民館
将 軍 野	7月7日	金	10時00分～ 11時30分	將軍野地域センター
外 旭 川	7月7日	金	13時30分～ 15時30分	外旭川地域センター
添 川	7月10日	月	10時00分～ 11時00分	添川公民館
寺 内	7月10日	月	13時30分～ 15時30分	寺内地域センター
上 新 城	7月11日	火	10時00分～ 11時00分	上新城地域センター
下 新 城	7月11日	火	13時30分～ 14時30分	下新城地域センター
卸売市場	7月13日	木	9時30分～ 11時30分	中央卸売市場
下 浜	7月19日	水	10時30分～ 11時30分	下浜地域センター
勝 平	7月19日	水	13時30分～ 15時30分	勝平地区コミュニ ティセンター
金 足	7月20日	木	10時00分～ 11時30分	金足地域センター
飯 島	7月20日	木	13時30分～ 15時30分	飯島地域センター
上北手 四ツ小屋 仁 井 田	7月25日	火	10時00分～ 15時30分	御野場地域センター

新 屋 ・ 浜 田	7月27日	木	10時00分～ 15時30分	新屋支所
土 崎	8月1日	火	10時00分～ 15時30分	土崎公民館
	8月2日	水	10時00分～ 15時30分	土崎公民館
雄 和	8月8日	火	13時30分～ 15時30分	雄和農村環境改善 センター
河 辺	8月9日	水	13時30分～ 15時30分	河辺総合福祉交流 センター

- 2 計量器の所在の場所で行う検査の期間は、8月16日から10月13日までとする。
- 3 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により、計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受験希望期日を選定して申請することとする。
- 4 計量法第19条第1項の規定により、定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。

秋田市告示第139号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、胸部検診に係る使用料の徴収、収納業務を次の者に委任したので同条第2項の規定により告示する。

平成18年5月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 受託者の住所
秋田市八橋南一丁目8番2号
- 2 氏名
社団法人 秋田市シルバー人材センター
理事長 小 貫 勇治郎

秋田市告示第140号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年5月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成18年度介護保険料納入通知書
平成17年度介護保険料督促状

秋田市告示第141号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年 5月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 77台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 15台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 0台

- (2) 撤去し、保管した年月日
平成18年 5月 1日から同年 5月15日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後 7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町 4番 3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成18年 6月 7日から同年11月 7日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目 1番 1号
 秋田市市民生活部生活課 電話866-2035
 秋田市東通仲町 4番 3号
 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第142号

次の区域の農業集落排水処理施設の供用を開始するので、秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成18年 5月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 農業集落排水処理施設の名称、位置および区域

施設の名称	位 置	区 域
秋田市雄和種平農業集落排水施設	秋田市雄和尾鳥字外ノ沢 8番地 1	秋田市雄和平尾鳥字善知鳥、字築場、字中山、字西ノ沢および字森ノ前の各一部

- 2 供用開始の期日
平成18年 6月 1日
- 3 関係図面の縦覧場所
秋田市山王一丁目 2番34号
秋田市農林部農村振興課
秋田市雄和妙法字上大部48番地 1
秋田市雄和市民センター産業班
- 4 縦覧の期間
平成18年 5月26日から平成18年 6月 8日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

- 5 縦覧の時間
午前 8時30分から午後 5時15分まで

秋田市告示第143号

平成18年 6月 5日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
平成18年 5月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の 2 の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の 2 の規定により告示する。

平成18年 5月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
みんなの薬局 さくら	秋田市桜一丁目 1番 6号	平成18年 5月 8日
さくら小児科医院	秋田市桜一丁目 1番11号	平成18年 5月 8日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
安井歯科医院	秋田市広面字野添62番地 3	平成18年 4月26日

秋田市告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 の規定により告示する。

平成18年 5月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
アイリスケア センターこうや	秋田市寺内字三千刈70番 地 1	平成18年 4月20日
アイリスケア センター御所野	秋田市御所野元町三丁目 3番 3号	平成18年 4月20日
アイリスケア センター秋田	秋田市卸町五丁目 1番33 号	平成18年 4月20日
秋田基準寝具 株式会社	秋田市八橋字イサノ 6番 地の 1	平成18年 4月 1日
コリウス居宅介護 支援事業所	秋田市仁井田字大野174 番地 3	平成18年 5月 1日
老人ディサービス コリウス	秋田市仁井田字大野174 番地 3	平成18年 5月 1日
有限会社インテリア・ バリアフリーアート	秋田市新屋北浜町 2番34 号	平成18年 5月 9日
みんなの薬局 さくら	秋田市桜一丁目 1番 6号	平成18年 5月 8日

秋田市告示第146号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年5月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第10号

平成18年5月24日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成18年5月9日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 俊 介

付議案件

- 1 自然科学学習館管理運営規則の一部改正について

選 管 告 示

秋市選管告示第11号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条の規定により河辺土地改良区総代の総選挙を次のとおり行う。

平成18年5月9日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 選挙の期日 平成18年5月16日
- 2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
第1選挙区 10人
第2選挙区 10人
第3選挙区 10人
第4選挙区 10人

秋市選管告示第12号

平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者ならびに選挙立会人を次のとおり選任した。

第1選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成18年5月9日	佐々木 龍 一	男	秋田市河辺高岡字川原田70番地2	昭和19年10月26日	農 業
2	平成18年5月9日	佐々木 泰 治	男	秋田市河辺高岡字河原田下段413番地	昭和14年11月1日	農 業

平成18年5月9日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

河辺土地改良区総代の総選挙

選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第1選挙区	選挙長	秋田市河辺赤平字中村54番地	菅 原 正 人
	職務代理人	秋田市河辺高岡字河原田下段415番地	中 村 幸 光
	選挙立会人	秋田市河辺赤平字小蟹沢47番地	田 口 三 男
	選挙立会人	秋田市河辺高岡字川原田74番地	藤 原 壽 好
第2選挙区	選挙長	秋田市河辺諸井字福神28番地2	進 藤 芳 明
	職務代理人	秋田市河辺諸井字下川原183番地2	熊 谷 新 助
	選挙立会人	秋田市河辺諸井字山根68番地	長谷部 儀 俊
	選挙立会人	秋田市河辺諸井字上諸井44番地	進 藤 栄 孝
第3選挙区	選挙長	秋田市河辺和田字和田122番地	佐々木 義太郎
	職務代理人	秋田市河辺和田字式田下袋45番地1	石 井 政 直
	選挙立会人	秋田市河辺和田字坂本北321番地	田 近 耕 吉
	選挙立会人	秋田市河辺和田字岡村356番地2	鈴 木 清 隆
第4選挙区	選挙長	秋田市河辺松測字松測23番地	伊 藤 隆 治
	職務代理人	秋田市河辺松測字松測3番地	伊 藤 秀 和
	選挙立会人	秋田市河辺松測字川原田34番地	長谷川 精 二
	選挙立会人	秋田市河辺北野田高屋字菜萁野78番地	早 川 昭 良

秋市選管告示第13号

平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成18年5月17日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

3	平成18年 5月9日	佐々木 光 雄	男	秋田市河辺高岡字大柳61番地	昭和8年7月12日	農 業
4	平成18年 5月9日	伊 賀 多一郎	男	秋田市河辺赤平字小蟹沢53番地	昭和12年12月25日	農 業
5	平成18年 5月9日	菅 原 悠 太	男	秋田市河辺赤平字野崎36番地	昭和16年3月29日	農 業
6	平成18年 5月9日	菅 原 正 巳	男	秋田市河辺赤平字小曾根51番地 1	昭和25年2月21日	農 業
7	平成18年 5月9日	佐々木 金 満	男	秋田市河辺赤平字境田81番地	昭和26年1月28日	農 業
8	平成18年 5月9日	菅 原 貞 勇	男	秋田市河辺赤平字中村30番地	昭和28年1月15日	農 業
9	平成18年 5月9日	佐々木 久 作	男	秋田市河辺大沢字中田48番地	昭和8年6月1日	農 業
10	平成18年 5月9日	佐々木 榮 作	男	秋田市河辺大沢字中田69番地	大正15年8月29日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成18年 5月9日	進 藤 長 男	男	秋田市河辺諸井字下諸井41番地	昭和23年7月24日	農 業
2	平成18年 5月9日	進 藤 一 哉	男	秋田市河辺諸井字上諸井52番地	昭和38年1月27日	農業兼 会社員
3	平成18年 5月9日	進 藤 菊 男	男	秋田市河辺諸井字上諸井13番地	昭和22年1月7日	農 業
4	平成18年 5月9日	高 橋 政千代	男	秋田市河辺諸井字上諸井31番地	昭和14年1月5日	農 業
5	平成18年 5月9日	佐々木 勝 治	男	秋田市河辺諸井字大部38番地 1	昭和13年2月14日	農 業
6	平成18年 5月9日	渡 部 太 一	男	秋田市河辺諸井字山根64番地	昭和9年4月20日	農 業
7	平成18年 5月9日	曾 我 生 熙	男	秋田市河辺諸井字山根137番地25	昭和14年4月8日	農 業
8	平成18年 5月9日	佐々木 信 孝	男	秋田市河辺諸井字大部280番地 3	昭和16年5月26日	農 業
9	平成18年 5月9日	高 橋 宏 直	男	秋田市河辺諸井字下川原198番地	昭和22年8月4日	農 業
10	平成18年 5月9日	後 藤 信 一	男	秋田市河辺諸井字野田40番地	昭和17年9月23日	農 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成18年 5月9日	鈴 木 金 光	男	秋田市河辺和田字和田79番地	昭和25年10月20日	会社員
2	平成18年 5月9日	鈴 木 善 博	男	秋田市河辺和田字和田112番地	昭和28年2月2日	会社員
3	平成18年 5月9日	熊 谷 良之助	男	秋田市河辺和田字坂本北576番地	昭和14年1月26日	会 社 役 員
4	平成18年 5月9日	細 谷 金 照	男	秋田市河辺和田字坂本北293番地 2	昭和18年10月21日	農 業
5	平成18年 5月9日	高 橋 正 昭	男	秋田市河辺和田字坂本北300番地	昭和15年12月1日	農 業

6	平成18年 5月9日	小西明弘	男	秋田市河辺和田字和田182番地1	昭和27年7月11日	農業
7	平成18年 5月9日	石井幸生	男	秋田市河辺和田字式田下袋33番地2	昭和28年3月10日	農業
8	平成18年 5月9日	五十嵐 仁	男	秋田市河辺和田字和田120番地1	昭和27年11月18日	農業
9	平成18年 5月9日	三浦 肇	男	秋田市河辺和田字石川河原157番地	昭和28年2月26日	農業
10	平成18年 5月9日	佐藤幹司	男	秋田市河辺和田字和田202番地7	昭和17年2月5日	自営業

第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成18年 5月9日	長谷川 富士雄	男	秋田市河辺松測字川原田48番地	昭和2年5月16日	農業
2	平成18年 5月9日	小松 慶勝	男	秋田市河辺松測字川原田28番地3	昭和18年1月27日	農業
3	平成18年 5月9日	佐々木 幸	男	秋田市河辺北野田高屋字前田15番地1	昭和12年12月18日	農業
4	平成18年 5月9日	金 重 俊	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野94番地	昭和11年12月8日	農業
5	平成18年 5月9日	渡 辺 勉	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野55番地	昭和29年9月23日	会社員
6	平成18年 5月9日	高橋 長一郎	男	秋田市河辺松測字松測68番地	昭和13年9月25日	農業
7	平成18年 5月9日	藤 田 時 男	男	秋田市河辺戸島字本町69番地	昭和8年12月1日	農業
8	平成18年 5月9日	高橋 忠一郎	男	秋田市河辺松測字松測45番地4	昭和9年10月12日	農業
9	平成18年 5月9日	鈴木 忠次	男	秋田市河辺松測字松測30番地1	昭和11年7月18日	農業
10	平成18年 5月9日	佐々木 強	男	秋田市河辺北野田高屋字前田23番地	昭和24年3月19日	農業

秋市選管告示第14号

平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙において
当選した次の者に、平成18年5月17日当選証書を付与したので、
土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定

により告示する。

平成18年5月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成18年 5月9日	佐々木 龍一	男	秋田市河辺高岡字川原田70番地2	昭和19年10月26日	農業
2	平成18年 5月9日	佐々木 泰治	男	秋田市河辺高岡字河原田下段413番地	昭和14年11月1日	農業
3	平成18年 5月9日	佐々木 光雄	男	秋田市河辺高岡字大柳61番地	昭和8年7月12日	農業
4	平成18年 5月9日	伊賀 多一郎	男	秋田市河辺赤平字小蟹沢53番地	昭和12年12月25日	農業
5	平成18年 5月9日	菅原 悠太	男	秋田市河辺赤平字野崎36番地	昭和16年3月29日	農業

6	平成18年 5月9日	菅原正巳	男	秋田市河辺赤平字小曾根51番地1	昭和25年2月21日	農業
7	平成18年 5月9日	佐々木金満	男	秋田市河辺赤平字境田81番地	昭和26年1月28日	農業
8	平成18年 5月9日	菅原貞勇	男	秋田市河辺赤平字中村30番地	昭和28年1月15日	農業
9	平成18年 5月9日	佐々木久作	男	秋田市河辺大沢字中田48番地	昭和8年6月1日	農業
10	平成18年 5月9日	佐々木榮作	男	秋田市河辺大沢字中田69番地	大正15年8月29日	農業

第2選挙区

受付 番号	届出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成18年 5月9日	進藤長男	男	秋田市河辺諸井字下諸井41番地	昭和23年7月24日	農業
2	平成18年 5月9日	進藤一哉	男	秋田市河辺諸井字上諸井52番地	昭和38年1月27日	農業兼 会社員
3	平成18年 5月9日	進藤菊男	男	秋田市河辺諸井字上諸井13番地	昭和22年1月7日	農業
4	平成18年 5月9日	高橋政千代	男	秋田市河辺諸井字上諸井31番地	昭和14年1月5日	農業
5	平成18年 5月9日	佐々木勝治	男	秋田市河辺諸井字大部38番地1	昭和13年2月14日	農業
6	平成18年 5月9日	渡部太一	男	秋田市河辺諸井字山根64番地	昭和9年4月20日	農業
7	平成18年 5月9日	曾我生熙	男	秋田市河辺諸井字山根137番地25	昭和14年4月8日	農業
8	平成18年 5月9日	佐々木信孝	男	秋田市河辺諸井字大部280番地3	昭和16年5月26日	農業
9	平成18年 5月9日	高橋宏直	男	秋田市河辺諸井字下川原198番地	昭和22年8月4日	農業
10	平成18年 5月9日	後藤信一	男	秋田市河辺諸井字野田40番地	昭和17年9月23日	農業

第3選挙区

受付 番号	届出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成18年 5月9日	鈴木金光	男	秋田市河辺和田字和田79番地	昭和25年10月20日	会社員
2	平成18年 5月9日	鈴木善博	男	秋田市河辺和田字和田112番地	昭和28年2月2日	会社員
3	平成18年 5月9日	熊谷良之助	男	秋田市河辺和田字坂本北576番地	昭和14年1月26日	会 社 役 員
4	平成18年 5月9日	細谷金照	男	秋田市河辺和田字坂本北293番地2	昭和18年10月21日	農業
5	平成18年 5月9日	高橋正昭	男	秋田市河辺和田字坂本北300番地	昭和15年12月1日	農業
6	平成18年 5月9日	小西明弘	男	秋田市河辺和田字和田182番地1	昭和27年7月11日	農業
7	平成18年 5月9日	石井幸生	男	秋田市河辺和田字式田下袋33番地2	昭和28年3月10日	農業
8	平成18年 5月9日	五十嵐 仁	男	秋田市河辺和田字和田120番地1	昭和27年11月18日	農業

9	平成18年 5月9日	三 浦 肇	男	秋田市河辺和田字石川河原157番地	昭和28年2月26日	農 業
10	平成18年 5月9日	佐 藤 幹 司	男	秋田市河辺和田字和田202番地 7	昭和17年2月5日	自営業

第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成18年 5月9日	長谷川 富士雄	男	秋田市河辺松測字川原48番地	昭和2年5月16日	農 業
2	平成18年 5月9日	小 松 慶 勝	男	秋田市河辺松測字川原28番地 3	昭和18年1月27日	農 業
3	平成18年 5月9日	佐々木 幸	男	秋田市河辺北野田高屋字前田15番地 1	昭和12年12月18日	農 業
4	平成18年 5月9日	金 重 俊	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野94番地	昭和11年12月8日	農 業
5	平成18年 5月9日	渡 辺 勉	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野55番地	昭和29年9月23日	会社員
6	平成18年 5月9日	高 橋 長一郎	男	秋田市河辺松測字松測68番地	昭和13年9月25日	農 業
7	平成18年 5月9日	藤 田 時 男	男	秋田市河辺戸島字本町69番地	昭和8年12月1日	農 業
8	平成18年 5月9日	高 橋 忠一郎	男	秋田市河辺松測字松測45番地 4	昭和9年10月12日	農 業
9	平成18年 5月9日	鈴 木 忠 次	男	秋田市河辺松測字松測30番地 1	昭和11年7月18日	農 業
10	平成18年 5月9日	佐々木 強	男	秋田市河辺北野田高屋字前田23番地	昭和24年3月19日	農 業

秋市選管告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成18年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成18年5月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成18年6月3日から
平成18年6月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第6号

平成18年5月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成18年5月11日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市仁井田二ツ屋一丁目11番41号 サイユールース株式会社 代表取締役 斉藤善勇の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外22件

秋田市農委告示第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）第27条の規定により平成17年1月7日から平成17年12月20日までに開催した秋田市農業委員会総会について、その議事録を次のとおり縦覧に供する。

平成18年5月26日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 開催日 第1回 平成17年1月7日
第2回 平成17年1月14日
第3回 平成17年1月31日
第4回 平成17年2月4日
第5日 平成17年3月4日
第6日 平成17年4月8日
第7回 平成17年5月17日
第8回 平成17年6月17日
第9回 平成17年7月12日
第10回 平成17年7月21日
第11回 平成17年8月17日
第12回 平成17年9月15日
第13回 平成17年10月17日
第14回 平成17年11月14日
第15回 平成17年12月20日

- 2 縦覧期間 平成18年 6月 1日から
- 3 縦覧場所 農業委員会事務局

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第39号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年 5月 2日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
鎌田商事	鎌田 利美	男鹿市船川港比詰字大沢田48番地2

2 指定期間

平成18年 5月 2日から平成21年 5月 1日まで

秋田市上下水道局告示第40号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年 5月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
シュウシンテック株式会社	秋本 伸巧	潟上市天王字上北野89番地60	平成18年 5月30日

秋田市上下水道局告示第41号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年 5月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
シュウシンテック株式会社	秋本 伸巧	潟上市天王字上北野89番地60

2 指定期間

平成18年 5月30日から平成21年 5月29日まで

秋田市上下水道局告示第42号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年 5月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
有限会社 佐藤住宅設備	佐藤 晋	秋田市南通宮田15番26号	平成18年 5月30日

秋田市上下水道局告示第43号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年 5月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 佐藤住宅設備	佐藤 晋	秋田市南通宮田15番26号

2 指定期間

平成18年 5月30日から平成21年 5月29日まで

選挙長告示

選挙長告示第1号

平成18年 5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

平成18年 5月 9日

河辺土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 菅 原 正 人
- 第2選挙区選挙長 進 藤 芳 明
- 第3選挙区選挙長 佐々木 義 太 郎
- 第4選挙区選挙長 伊 藤 隆 治

1 期間 平成18年 5月 9日

平成18年 5月10日

2 場所 秋田市河辺和田字上中野184番地2

秋田市河辺農林漁業振興会館

選挙長告示第2号

平成18年 5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙につき、次のとおり候補者の届出があった。

平成18年 5月10日

河辺土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 菅 原 正 人
- 第2選挙区選挙長 進 藤 芳 明
- 第3選挙区選挙長 佐々木 義 太 郎
- 第4選挙区選挙長 伊 藤 隆 治

第1選挙区

届出日 平成18年 5月 9日

受付番号	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	佐々木 龍 一	男	秋田市河辺高岡字川原田70番地 2	昭和19年10月26日	農 業
2	佐々木 泰 治	男	秋田市河辺高岡字河原田下段413番地	昭和14年11月 1日	農 業
3	佐々木 光 雄	男	秋田市河辺高岡字大柳61番地	昭和 8年 7月12日	農 業
4	伊 賀 多一郎	男	秋田市河辺赤平字小蟹沢53番地	昭和12年12月25日	農 業
5	菅 原 悠 太	男	秋田市河辺赤平字野崎36番地	昭和16年 3月29日	農 業
6	菅 原 正 巳	男	秋田市河辺赤平字小曾根51番地 1	昭和25年 2月21日	農 業
7	佐々木 金 満	男	秋田市河辺赤平字境田81番地	昭和26年 1月28日	農 業
8	菅 原 貞 勇	男	秋田市河辺赤平字中村30番地	昭和28年 1月15日	農 業
9	佐々木 久 作	男	秋田市河辺大沢字中田48番地	昭和 8年 6月 1日	農 業
10	佐々木 榮 作	男	秋田市河辺大沢字中田69番地	大正15年 8月29日	農 業

第2選挙区

届出日 平成18年 5月 9日

受付番号	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	進 藤 長 男	男	秋田市河辺諸井字下諸井41番地	昭和23年 7月24日	農 業
2	進 藤 一 哉	男	秋田市河辺諸井字上諸井52番地	昭和38年 1月27日	農 業 兼 会 社 員
3	進 藤 菊 男	男	秋田市河辺諸井字上諸井13番地	昭和22年 1月 7日	農 業
4	高 橋 政千代	男	秋田市河辺諸井字上諸井31番地	昭和14年 1月 5日	農 業
5	佐々木 勝 治	男	秋田市河辺諸井字大部38番地 1	昭和13年 2月14日	農 業
6	渡 部 太 一	男	秋田市河辺諸井字山根64番地	昭和 9年 4月20日	農 業
7	曾 我 生 熙	男	秋田市河辺諸井字山根137番地25	昭和14年 4月 8日	農 業
8	佐々木 信 孝	男	秋田市河辺諸井字大部280番地 3	昭和16年 5月26日	農 業
9	高 橋 宏 直	男	秋田市河辺諸井字下川原198番地	昭和22年 8月 4日	農 業
10	後 藤 信 一	男	秋田市河辺諸井字野田40番地	昭和17年 9月23日	農 業

第3選挙区

届出日 平成18年 5月 9日

受付番号	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	鈴 木 金 光	男	秋田市河辺和田字和田79番地	昭和25年10月20日	会 社 員
2	鈴 木 善 博	男	秋田市河辺和田字和田112番地	昭和28年 2月 2日	会 社 員
3	熊 谷 良之助	男	秋田市河辺和田字坂本北576番地	昭和14年 1月26日	会 社 役 員
4	細 谷 金 照	男	秋田市河辺和田字坂本北293番地 2	昭和18年10月21日	農 業
5	高 橋 正 昭	男	秋田市河辺和田字坂本北300番地	昭和15年12月 1日	農 業
6	小 西 明 弘	男	秋田市河辺和田字和田182番地 1	昭和27年 7月11日	農 業
7	石 井 幸 生	男	秋田市河辺和田字式田下袋33番地 2	昭和28年 3月10日	農 業
8	五十嵐 仁	男	秋田市河辺和田字和田120番地 1	昭和27年11月18日	農 業
9	三 浦 肇	男	秋田市河辺和田字石川河原157番地	昭和28年 2月26日	農 業
10	佐 藤 幹 司	男	秋田市河辺和田字和田202番地 7	昭和17年 2月 5日	自 営 業

第4選挙区

届出日 平成18年 5月 9日

受付番号	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	長谷川 富士雄	男	秋田市河辺松測字川原田48番地	昭和 2年 5月16日	農 業
2	小 松 慶 勝	男	秋田市河辺松測字川原田28番地 3	昭和18年 1月27日	農 業
3	佐々木 幸	男	秋田市河辺北野田高屋字前田15番地 1	昭和12年12月18日	農 業
4	金 重 俊	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野94番地	昭和11年12月 8日	農 業
5	渡 辺 勉	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野55番地	昭和29年 9月23日	会 社 員
6	高 橋 長一郎	男	秋田市河辺松測字松測68番地	昭和13年 9月25日	農 業
7	藤 田 時 男	男	秋田市河辺戸島字本町69番地	昭和 8年12月 1日	農 業
8	高 橋 忠一郎	男	秋田市河辺松測字松測45番地 4	昭和 9年10月12日	農 業
9	鈴 木 忠 次	男	秋田市河辺松測字松測30番地 1	昭和11年 7月18日	農 業
10	佐々木 強	男	秋田市河辺北野田高屋字前田23番地	昭和24年 3月19日	農 業

選挙長告示第3号

平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙につき、第1選挙区において届出のあった候補者が10人で選挙すべき総代の定数を超えないので投票を行わない。

平成18年5月11日

河辺土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 菅 原 正 人

選挙長告示第3号

平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙につき、第2選挙区において届出のあった候補者が10人で選挙すべき総代の定数を超えないので投票を行わない。

平成18年5月11日

河辺土地改良区総代総選挙

第2選挙区選挙長 進 藤 芳 明

選挙長告示第3号

平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙につき、第3選挙区において届出のあった候補者が10人で選挙すべき総代の定数を超えないので投票を行わない。

平成18年5月11日

河辺土地改良区総代総選挙

第3選挙区選挙長 佐々木 義太郎

選挙長告示第3号

平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙につき、第4選挙区において届出のあった候補者が10人で選挙すべき総代の定数を超えないので投票を行わない。

平成18年5月11日

河辺土地改良区総代総選挙

第4選挙区選挙長 伊 藤 隆 治

選挙長告示第4号

平成18年5月16日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めた。

平成18年5月11日

河辺土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 菅 原 正 人

第2選挙区選挙長 進 藤 芳 明

第3選挙区選挙長 佐々木 義太郎

第4選挙区選挙長 伊 藤 隆 治

- 1 選挙会の場所 秋田市河辺和田字上中野184番地 2 秋田市河辺農林漁業振興会館
- 2 選挙会の日時 平成18年5月17日 午後2時から

公 告

秋田市公告

土地収用法（以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成18年5月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 起業者の名称 秋田市
- 2 事業の種類 市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事およびこれに伴う農業用道路付替工事
- 3 裁決申請年月日 平成18年4月26日
- 4 収用（使用）しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地番	地目（現況）
秋田県秋田市下新城笠岡字島下り	7番	畑（雑種地）

- 5 縦覧場所 秋田市建設部道路建設課
- 6 縦覧期間 公告の日から平成18年5月16日まで
- 7 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年5月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称 御所野ニュータウン第十七地区土地区画整理事業
- 2 施行者の氏名 独立行政法人都市再生機構 秋田都市開発事務所 所長 福 澤 進
- 3 事務所の所在地 秋田市御所野地蔵田一丁目1番4
- 4 施行認可の年月日 平成16年12月16日
- 5 事業施行期間 平成16年12月16日から平成19年3月31日
- 6 変更の内容 (1) 施行者の氏名 独立行政法人都市再生機構 秋田都市開発事務所 所長 白 石 光 治
- 7 変更認可の年月日 平成18年5月9日

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年5月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称 御所野ニュータウン北第一地区土地区画整理事業

- 2 施行者の氏名
独立行政法人都市再生機構
秋田都市開発事務所
所長 福 澤 進
- 3 事務所の所在地
秋田市御所野地藏田一丁目1番4
- 4 施行認可の年月日
平成17年7月8日
- 5 事業施行期間
平成17年7月8日から平成19年3月31日
- 6 変更の内容
(1) 施行者の氏名
独立行政法人都市再生機構
秋田都市開発事務所
所長 白 石 光 治
- 7 変更認可の年月日
平成18年5月9日

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年5月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称
御所野ニュータウン北第二地区土地区画整理事業
- 2 施行者の氏名
独立行政法人都市再生機構
秋田都市開発事務所
所長 福 澤 進
- 3 事務所の所在地
秋田市御所野地藏田一丁目1番4
- 4 施行認可の年月日
平成17年12月14日
- 5 事業施行期間
平成17年12月14日から平成19年3月31日
- 6 変更の内容
(1) 施行者の氏名
独立行政法人都市再生機構
秋田都市開発事務所
所長 白 石 光 治
- 7 変更認可の年月日
平成18年5月9日

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により縦覧する。

平成18年5月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画、八郎潟都市計画および河辺都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道

- (臨海処理区)
- 2 事業施行期間
昭和51年2月26日から平成23年3月31日
- 3 事業地
(1) 収用の部分
変更無し
(2) 使用の部分
変更無し
- 4 縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局下水道建設課

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成18年5月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
ア 株式会社マルダイ
(ア) 氏 名 株式会社マルダイ
代表取締役 大 高 俊 平
(イ) 住 所 秋田県秋田市牛島東五丁目3番26号
イ 株式会社サンデー
(ア) 氏 名 株式会社サンデー
代表取締役社長 和 田 正 徳
(イ) 住 所 青森県八戸市根城六丁目22番10号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
ア 名 称 八橋ショッピングセンター
イ 所 在 地 秋田県秋田市八橋大道東1番6号 外
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社サンデー
(変更前) 開店時刻 9時30分 閉店時刻 21時00分
(変更後) 開店時刻 7時00分 閉店時刻 21時00分
(イ) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
(変更前) 8時30分～0時10分
(変更後) 6時45分～0時10分
- (4) 変更年月日 平成18年4月28日
- (5) 変更の理由 顧客消費者の利便性に因るため
- 2 届出年月日 平成18年4月27日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
(2) 縦覧期間 平成18年5月9日～平成18年9月11日
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名および住所

- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成18年3月31日付け秋田市指令第2574号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年5月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市太平八田字オノ崎76番地1
佐 藤 鋭 二
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市太平八田字オノ崎64番2

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成17年12月6日付け秋田市指令第6884号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年5月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市広面字近藤堰越20番地の1
加 藤 房 子
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市広面字蓮沼29番1、30番1および31番1

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

平成18年5月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 下新城中野地区計画
- 2 位置および区域
秋田市下新城中野字街道端西地内
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成18年5月17日から平成18年5月30日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成18年3月17日付け秋田市指令第1312号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年5月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
大阪市北区大淀中一丁目1番88号
積水ハウス株式会社
代表取締役 和 田 勇
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市南通築地273番2、285番1および423番

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う三種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき）、麻しん風しんおよび日本脳炎の予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき公告する。

平成18年5月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
莊 司 裕	秋田市桜一丁目1番11号
莊 司 靖 子	さくら小児科医院

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成18年5月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

秋田県知事より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更並びに区域区分の変更に関わる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年5月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
秋田都市計画区域区分
- 2 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成18年 5月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市山王沼田町 3 番 8 号
萬 年 利 雄
- 2 道路位置指定箇所
秋田市山王沼田町37番 1
- 3 道路幅員 4.00メートル
- 4 道路延長 24.84メートル
- 5 指定年月日および番号
平成18年 5月22日 第 1 号

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の 2 第 1 項の規定により、平成18年 3月29日付け秋田市指令第1493号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成18年 5月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
潟上市天王字追分西24番地26
アイホームプラザ株式会社
代表取締役 渡 部 久 志
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市土崎港相染町字沖谷地24番および25番

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成18年度第 2 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成18年 5月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成18年 5月24日から
平成18年 6月12日まで
ただし、土曜日、日曜日を除く平日
- 3 閲覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成18年 5月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
 - ア 氏 名 株式会社ヤマダ電機
代表取締役 山 田 昇
 - イ 住 所 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
 - ア 名 称 ヤマダ電機テックランド秋田店
 - イ 所 在 地 秋田県秋田市川尻町字大川反233番138 外

- (3) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 3,923㎡
(変更後) 6,643㎡
- イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (ア) 駐車場の位置および収容台数
(変更前) 205台
(変更後) 359台
 - (イ) 駐輪場の位置および収容台数
(変更前) 58台
(変更後) 104台
 - (ウ) 荷さばき施設の位置および面積
(変更前) 244㎡
(変更後) 258㎡
 - (エ) 廃棄物等の保管施設の位置および容量
(変更前) 120㎡
(変更後) 174㎡
- ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
(変更前) 開店時刻 10時00分 閉店時刻 21時00分
(変更後) 開店時刻 10時00分 閉店時刻 22時00分
 - (イ) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
(変更前) 9 時30分～21時30分
(変更後) 9 時45分～22時15分
 - (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数および位置
(変更前) 3 箇所
(変更後) 2 箇所
- (4) 変更年月日 平成19年 1月20日
- (5) 変更の理由 店舗面積を増床させるため

- 2 届出年月日 平成18年 5月19日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
 - (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
 - (2) 縦覧期間 平成18年 5月25日～平成18年 9月25日
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の 2 第 1 項の規定により、平成18年 3月15日付け秋田市指令第1284号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成18年 5月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市寺内蛭根一丁目15番22号
加藤建設株式会社
代表取締役 加 藤 俊 介
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市桜台一丁目76番1

秋田市公告

市有地の公売について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成18年 5月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公売土地の表示

	所在地	地目	地積
(1)	秋田市飯島松根西町39番88	宅地	1,280.52 平方メートル
	秋田市飯島松根西町39番89	宅地	337.54 平方メートル
(2)	秋田市茨島五丁目14番18	宅地	288.12 平方メートル
(3)	秋田市卸町二丁目184番1	雑種地	816.46 平方メートル
(4)	秋田市広面字樋ノ沖94番1	宅地	9.26 平方メートル
	秋田市広面字樋ノ沖94番6	宅地	9.30 平方メートル
	秋田市広面字樋ノ沖94番7	宅地	420.42 平方メートル
	秋田市広面字樋ノ沖94番8	宅地	420.58 平方メートル
(5)	秋田市河辺三内字野崎35番23	宅地	433.49 平方メートル
(6)	秋田市河辺三内字野崎35番24	宅地	433.48 平方メートル
(7)	秋田市河辺三内字野崎35番25	宅地	452.48 平方メートル
(8)	秋田市河辺三内字野崎35番26	宅地	452.48 平方メートル

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟第2研修室（2階）
- (2) 入札 平成18年6月30日（金）午前10時から
（入札申込受付は午前9時から午前9時55分まで）
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市収入役室管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

8 公売土地の案内日時および場所

- (1) 秋田市飯島松根西町39番88 他1筆
日時 平成18年6月23日（金）午前9時30分
集合場所 現地
- (2) 秋田市茨島五丁目14番18
日時 平成18年6月23日（金）午前10時15分
集合場所 現地
- (3) 秋田市卸町二丁目184番1
日時 平成18年6月23日（金）午前11時
集合場所 現地
- (4) 秋田市広面字樋ノ沖94番1 他3筆
日時 平成18年6月23日（金）午前11時45分
集合場所 現地
- (5) 秋田市河辺三内字野崎35番23
日時 平成18年6月23日（金）午後1時30分
集合場所 現地
- (6) 秋田市河辺三内字野崎35番24
日時 平成18年6月23日（金）午後1時30分
集合場所 現地
- (7) 秋田市河辺三内字野崎35番25
日時 平成18年6月23日（金）午後1時30分
集合場所 現地
- (8) 秋田市河辺三内字野崎35番26
日時 平成18年6月23日（金）午後1時30分
集合場所 現地

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成17年11月2日付け秋田市指令第6438号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年 5月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市川尻字上野町2番23号
杉山鉄夫
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市茨島七丁目371番1および372番

秋田市公告

次のとおり秋田市除雪車両ロケーションシステムの導入についての提案コンペを実施するので公告する。

平成18年 5月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 提案コンペに付する事項

- (1) 業務名 秋田市除雪車両ロケーションシステム導入業務
- (2) 業務の概要 除雪車の車両位置と作業実態を確認し、そのデータに基づき車両や人員配置の適正化を図り、迅速で効率的な除排雪作業を図るため、また、電話等による市民からの問い合わせに適正かつ迅速な対応を図るとともに、インターネット等により市民に除雪情報を公開するためのシステムを

導入するものである。

- (3) 調達案件の特質等 提案コンペ説明書および基本仕様書による
- (4) 納入場所 建設部道路維持課
- (5) 導入期限 平成18年11月14日

2 提案コンペに参加する者に必要な資格

参加申込みをするにあたっては、次の要件をすべて満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田市の指名停止期間中でないこと。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市登録業者で、秋田市内に営業所等があり、ハードおよびソフトの一括発注ができ、双方責任を持って管理できること。
- (5) 秋田市内にシステムの保守業務ができる営業所もしくは代理店契約を締結した提携業者があること。
- (6) システム操作等の研修が受託できること。

3 提案コンペ説明書等の配布

- (1) 配布期間 平成18年6月1日(木)から平成18年6月7日(水)までの午前9時から午後4時までとする。郵送による配布依頼は受け付けない。
- (2) 配布場所 秋田市寺内字蛭根85-9 建設部道路維持課
- (3) 配布書類
- ア 提案コンペ説明書
 - イ 基本仕様書
 - ウ 提案書様式
 - エ 導入実績等調査書
 - オ 見積総括表様式
 - カ 提案コンペ参加申込書
 - キ 担当者届
 - ク 辞退届
 - ケ 質問書様式
 - コ 最優秀提案者決定基準

4 提案コンペ参加申込みに関する事項

提案コンペ参加希望者は、必要書類を次のとおり提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- (1) 提出書類
- ア 提案コンペ参加申込書
 - イ 担当者届
 - ウ 2(5)において代理店契約を締結している場合には、その契約書等の写し
- (2) 受付期限 平成18年6月9日(金)午後4時までとする。
- (3) 提出方法 持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 提出場所 3(2)配布場所に同じ。

5 提案書の提出に関する事項

提案書、見積総括表等の提出期間等については次のとおりとする。

- (1) 提出期間 平成18年6月14日(水)から平成18年6月20日(火)までの午前9時から午後4時まで
- (2) 提出場所 3(2)配布場所に同じ。
- (3) 提出方法 持参するものとし、郵送は受け付けない。
- (4) 提案書等の全ての書類が揃っていない場合は無効とする。必要書類の種類および部数については提案コンペ説明書に

よる。

6 最優秀提案者の決定方法

最優秀提案者決定基準に基づき提案内容および見積内容を公平かつ客観的に評価し、本業務にとって最適な提案者を最優秀提案者とする。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る一切の経費は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) その他 詳細は、提案コンペ説明書による。

8 問い合わせ先

秋田市寺内字蛭根85-9

秋田市建設部道路維持課 電話018-864-3643(直通)

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第5条の規定に基づき、平成18年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成18年5月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

賦課対象区域

金足追分字海老穴、下新城中野字琵琶沼、下新城中野字屋越、下新城中野字嶋合、下新城中野字前谷地、下新城長岡字毛無谷地、下新城長岡字外脇、下新城中野字街道端西、飯島字堀川、飯島字薬師田、飯島字平右衛門田尻、飯島字天ノ袋、飯島鼠田一丁目、飯島字飯島水尻、飯島西袋二丁目、土崎港北四丁目、下浜羽川字内稲場、土崎港西一丁目、寺内字三千刈、外旭川字堂ノ前、外旭川字待合、外旭川字三後田、濁川字鎌ノ沢、新藤田字治郎沢、手形字中台、新藤田字中山台、新藤田字高梨台、旭川新藤田東町、手形字才ノ浜、八橋南一丁目、八橋本町四丁目、蛇野、広面字推子、広面字川崎、広面字谷内佐渡、手形字山崎、手形字西谷地、手形字十七流、手形字屋敷田、横森二丁目、桜二丁目、桜三丁目、桜四丁目、檜山城南新町、牛島東二丁目、仁井田新田一丁目、仁井田新田三丁目、仁井田字中新田、仁井田本町三丁目、仁井田本町二丁目、仁井田字新中島、仁井田字大野、茨島四丁目、新屋扇町、新屋比内町、浜田字後谷地、浜田字元中村、浜田字石山下、浜田字館ノ丸、浜田字石山、浜田字出小屋、浜田字西出小屋、浜田字滝ノ下、浜田字滝ノ浦、浜田字境川、上北手大戸字大戸、四ツ小屋字笹葉、四ツ小屋字古川敷、四ツ小屋字下川原、四ツ小屋小阿地字柳林、四ツ小屋末戸松本字柳田、四ツ小屋小阿地字坂ノ下、河辺豊成字虚空蔵大台滝、河辺豊成字宮下、河辺豊成字一ノ割、河辺戸島字大古川、河辺戸島字野田、河辺北野田高野字上前田表および河辺和田字北条ケ崎の各一部(別添図面(省略)に表示された施工箇所)に面した土地または排水可能となる土地)

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年5月12日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第85号	仕切弁きょう整備工事委託	秋田市一円	契約日から 平成19年3月31日	・水道施設工事A級 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から水道施設工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年5月26日(金) 午後10時00分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場

入札保証金 免除

契約日 平成18年5月30日(火)

- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とし、落札比率(落札価格を設計額で除した値)により、請負比率を決定する。(仕切弁きょう整備工事は、1工事各々設計に相違があるため工事代金は、完成1件ごとに工事設計額に請負比率を乗じて算出し消費税等相当額を加えた額を精算額とする。)消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成18年5月19日(金)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年5月12日(金)から平成18年5月19日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年5月23日(火)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成18年5月12日(金)から平成18年5月25日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年5月26日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第7号 豊岩排水処理計装設備更新	秋田市上下水道局 豊岩浄水場 (秋田市豊岩豊巻字上野164番地)	平成18年11月30日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①電気工事A級 ②秋田県内の水道施設(浄水場、配水場)又は秋田県内の下水道施設(終末処理場・ポンプ場)の計装設備工事で、1,000万円以上の元請実績があること。

(基本的要件については別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年6月9日(金) 午前10時00分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契約日 平成18年6月13日(火)

- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年6月2日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
- イ 施工実績調書(別記様式2(省略))
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(省略))(資格者証の写しを添付)
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成18年5月26日(金)から平成18年6月2日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年6月6日(火)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成18年5月26日(金)から平成18年6月8日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

土地開発公社公告

秋市土開公告第2号

平成18年5月29日午前10時30分秋田市役所会議応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成18年5月11日

秋田市土地開発公社

理事長 佐々木 敏 雄

付議案件

- 1 平成17年度秋田市土地開発公社決算認定の件